

第286回5月定例教育委員会議事録

委員会次第

1. 開会宣言
2. 教育長あいさつ
3. 会議録の承認
4. 審議事項
5. 報告事項
6. その他
7. 閉会宣言

開会日時

令和7年5月27日（火）午後3時

会場

安来中央交流センター 2階 第5会議室

出席委員の氏名

教育長	秦 誠 司
委員	平 野 千 恵
委員	青 砥 洋
委員	原 智
委員	寺 田 禎

出席者の氏名

教育部長	遠 藤 浩 司	全議題
教育総務課長	岩 崎 幸 志	全議題
学校教育課長	三 代 和 宏	全議題
給食教育課長	内 藤 有 里 子	全議題
文化課長	金 山 尚 志	全議題
地域振興課長	細 田 浩	議第4号
教育総務課主査	加 藤 理 子	全議題
教育総務課主幹	徳 永 敦 雄	全議題

1. 開会宣言

午後3時 教育長が開会を宣言する。

2. 教育長あいさつ

(教育長)

あつという間に5月の下旬になりまして、土日は大雨が降ったりと寒暖差が大きい昨今でございます。市内の小中学校では、今週末に運動会を開催する学校もございまして、子どもたちが元気に応援の練習をしている様子がホームページにおいて、毎日でも更新して情報発信に努められておられる学校も多いようですので、是非ご覧になってみてください。また環境整備もPTA作業とか、今年度から配置された校務技師の方達が外周りの整備を熱心にしていただいているという話も聞いております。

また教育委員会の方では23日に、校長先生、教頭先生を対象に、学校経営パワーアップ研修というのを、武庫川女子大学の総合教育研究所、所長の志水先生にお越しいただきまして、「誰1人取り残さない力のある学校づくり 繋がりの方に着目して」、と題してご講義をいただいたところでございます。学力向上、授業改善などいろいろ言われておりますが、それを学んでいく子どもたちの学習集団、学級集団はやはりルールが確立しており、仲は良いけれど、お互いにルールを守って、間違っただけを言っても、笑われたりしない、そういった集団のベースがあるからこそ、学力向上が図れるのではないかというようなところに、子どもたち同士の繋がりとか先生たち或いは学校や、保護者、地域との繋がり総合的なものとして、学校経営をやっていっていただきたいというお話をいただいて、校長先生方も自身の学校経営方針を見直していただいたりという所に繋げていただきたいと思っております。

中学校の方は6月3、4日に県総体安来市予選が行われますが、少子化の影響が続いておりまして、野球の方は、二中と三中が合同チームを組む、ソフトテニスや卓球の個人戦などに出る子どもの数が少なく、プログラムも半ページでもう決勝戦、また、ソフトテニス女子は日焼け止めの着衣が認められているなど、時代の移り変わりを感じてしまいます。

3. 会議録の承認

第285回4月定例教育委員会

(承認)

4. 審議事項

1) 議第4号 安来市社会教育委員の委嘱について

(地域振興課長) 資料1により説明

同委員は社会教育法の規定に基づきまして、安来市社会教育委員に関する条例により委嘱をしております。委嘱をする者、定数については、記載の通りでございます。条例に基づきましてこの度、名簿の22名に委員を委嘱することとなりました。任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日の2年間でございます。なお、欄外に記載があります通り、学校PTA関係の委員については、任期を1年間としております。1番から4番までが、それに該当するところでございます。

(委員)

1番から4番までの学校PTA関係の委員については地域毎に順番が決まっているのでしょうか。

(地域振興課長)

学校PTA関係の委員については、毎年、その団体に対して代表を出してもらうことのみをお願いしております。地域振興課が地域毎に順番等を決めているものではありません。

(承認)

2) 議第5号 安来市外国語指導助手任用規程の一部改正について

(学校教育課長) 資料2により説明

今回ご審議いただくものは、同一の規定で、令和6年4月1日に遡って改正を行うものと、令和7年6月1日に、施行するものとがございます。

まず初めに、令和6年4月1日実施施行分についてご説明いたします。本改正は、「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置」に係る人事院規則等の改正により、会計年度任用職員の産前休暇及び産後休暇について、無給から有給に改められたことによるものでございます。外国語指導助手は会計年度任用職員に区分されますが、外国語指導助手の休暇等について規定する「安来市外国語指導助手任用規程」について、改正ができておりませんでしたので、このたび改正を行うものでございます。改正内容につきましては、特別休暇の有給、無給の扱いを規定する第14条第2項について、「特別休暇は、有給とする。」に改めます。

(委員)

令和6年4月1日に、遡るという意味があるのでしょうか。

(学校教育課長)

令和6年5月に、ALT（外国語指導助手）が、有給で産前産後休暇を取得している実績がございましたので、遡って改正させていただくものでございます。

（委員）

そのALTさんの任期は？昨年度は任期中であって産前休暇も取得されておられましたか？

（学校教育課長）

取得時期は任期中でございましたが、該当者は今はもうすでに帰国しております。

（委員）

産前産後休暇取得は、安来市職員に準じるみたいな話だと思いますけれども、期間はどれくらいですか。

（学校教育課長）

産前休暇6週、産後休暇8週、合わせて14週となりますが、その後はさらに育休が取得できます。

（委員）

産前産後育休は有給にするわけですが、該当者が無給の部分があったのですか。

（学校教育課長）

去年の段階でも、他の安来市の会計年度任用職員と同じように、有給ということにしましたが、規程上は改正ができていなかったということです。

（承認）

3) 議第6号 安来市外国語指導助手任用規程の一部改正について

（学校教育課長）資料3により説明

本改正は、「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」により、「懲役及び禁錮」が廃止され、これらに代えて、「拘禁刑」が創設されたため、本規程について改正を行うものでございます。改正内容につきましては、第5条第3項中、「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

（委員）

「禁錮」と「拘禁刑」の違いは何でしょうか。

（学校教育課長）

「禁錮」は懲役刑に当たりますけれども、それは、刑務所にて自由を制限する意味がございます。一方「拘禁刑」とは作業を課す中で、受刑者の改善更生等、社会復帰のための措置という意味合いがあるために、今の実情に合わせて言葉も改められ、刑法も変わり「禁固刑」は廃止するということでございます。

(教育長)

昨日、保護司会総会においても、この話題が出ておりまして、「塙の中の職業訓練校」的にたとえられたようですが、その方向性を主眼に置いて、刑に復してもらおうという形に変わるということです。刑務所ですから、当然自由は制限がございますけれども、作業を通し、再発再犯防止というところで軸足が置かれていったというお話であったと思います。刑法改正に伴い、運用規定を変えていくということです。

(承認)

5. 報告事項

- 1) 報第2号 令和6年度不登校・問題行動等の状況について
- 2) 報第3号 市議会6月定例会議上程議案(予定)について

6. その他

- 1) 安来市立小中学校適正配置について
- 2) 第3期安来市教育大綱の策定について

次回定例会

6月26日(木) 15:30から

7. 閉会宣言

教育長が午後4時40分閉会を宣言し、5月定例教育委員会の日程を終了した。